



鳥取県公報

令和5年7月14日（金）
第9515号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定（353）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更予定（354）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （355）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 2
	電線共同溝を整備すべき道路の指定（356）（道路企画課）・・・・・・・・ 3
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（357）（鳥取県土整備事務所）・・・・ 3
	指定納付受託者の指定（358）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・ 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（総合療育センター）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第353号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町西園字北浜1900の1・1901の1・1903・1904の1・1904の2・1905の5・由良宿字東浜1460の2・1460の85・2211の2（以上9筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町由良宿字東浜1460の2・1460の85・2211の2（以上3筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第354号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字菅原頭4438の1、4438の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第355号

令和5年鳥取県告示第100号（令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和5年6月30日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	5.3 トン	5.7 トン
	県留保枠	0.6 トン	0.2 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.3 トン	6.4 トン
	県留保枠	0.7 トン	0.6 トン

鳥取県告示第356号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	倉吉青谷線	倉吉市八屋354-1地先から同市山根215-14地先まで

鳥取県告示第357号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月14日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈 二

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707-2外9筆（7,783.29平方メートル）	砂（34,078.0立方メートル）	砂利採取場の区域及び採取をする砂利の数量	鳥取市気高町八束水字短尾2707-2外6筆（5,787.35平方メートル）23,100.0立方メートル	鳥取市気高町八束水字短尾2707-2外9筆（7,783.29平方メートル）34,078.0立方メートル	令和5年4月27日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1182-1外24筆（4,701.56平方メートル）	砂（10,352.5立方メートル）	認可の期間	令和4年7月8日から令和5年7月7日まで	令和4年7月8日から令和6年7月7日まで	令和5年6月27日

鳥取県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社メルペイ 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

- 2 指定年月日
令和5年7月7日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して納付する寄付金

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立青谷かみじち史跡公園	青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ 代表者 一般社団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411 株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央 東伯郡琴浦町大字逢東1061-6	令和5年11月1日から 令和11年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年7月14日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年8月13日 午前9時から午前11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和5年8月14日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和5年8月28日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃
令和5年8月26日 午前9時から正午まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレイ射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年8月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和5年8月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年8月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年8月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年8月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

鳥取県立総合療育センター院長 汐 田 ま ど か

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立総合療育センター電子カルテ等医療情報システム再構築及び運用保守等業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

ア システムの納入期限

令和6年3月29日（金）

イ システムの運用保守期間

令和6年4月1日（月）から令和11年3月31日（土）まで

(4) 納入場所

米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書（以下「提案書」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用を入札金額として入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、システムの再構築及び導入に要する費用と各年度のシステム運用保守に要する費用の総額とすること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(1) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(2) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年7月20日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達の商品日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に60床以上の病床の病院にて電子カルテの導入実績を有する者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからウまで及びオの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年7月20日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に60床以上の病床の病院にて電子カルテの導入実績を有する構成員が1名以上であること。

エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター事務部

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター事務部

電話 0859-38-2155

電子メール sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和5年7月14日（金）から同年8月8日（火）までの間にインターネットの鳥取県立総合療育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和5年7月14日（金）から同年8月8日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、封筒の表面に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び提案書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和5年8月25日（金）午前10時まで。ただし、郵送等による場合は、令和5年8月24日（木）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和5年8月25日（金）午前10時

イ 場所

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター2階第1会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、業務名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封し、提案書とともに提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、第1回目、第2回目、第3回目の入札書を、「入札書」と明記した別々の封筒に入れ密封した上、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を記載し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回

数が記載されていない場合は、1 案件に対し、2 通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書及びその他必要な書類を4の(1)の場所に令和5年8月8日(火)午後3時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査会を設けて行う提案の評価及び入札価格の総合評価点により行う。

- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、審査会の評価において総合評価点の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Reconstruction and maintenance of an Intergrated Hospital Information system : 1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 3 : 00 PM, 8 August, 2023

- (3) Time-limit for the submission of tenders : bid-opening : 10 : 00 AM, 25 August, 2023

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 24 August, 2023

- (4) Please contact for notice : General Affairs Division, Tottori Prefectural Rehabilitation Center for Children with Disability 7-13-3 Kamifukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan
TEL 0859-38-2155